記者発表資料

平成２６年５月２３日
国土交通省東北地方整備局
能代河川国道事務所

河川協力団体指定証の授与式を行います

～米代川流域の２団体を指定～

平成２５年６月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が公布され、「河川協力団体制度※1」が創設されました。
能代河川国道事務所管内では米代川水系において、河川協力団体として２団体が指定を受け、指定書の授与式を下記のとおり行いますのでお知らせします。

※1 **河川協力団体制度とは**・・自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うＮＰＯ等の民間団体を支援（河川法上の許可の簡素化等）するものです。
河川協力団体制度の目的・・河川協力団体として指定により河川管理者と連携して活動する団体として、法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことで、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。 【別添資料参照】

記

１．日　時　平成２６年５月２６日（月）午前１０時～

２．会　場　能代河川国道事務所　２階大会議室
能代市鰄渕字一本柳９７－１　℡ 0185-70-1246

３．内　容　授与式

４．河川協力団体指定団体名
①能代市中川原地区連合自治会（能代市）
②ラブリバーネット北秋田（北秋田市）

〈記者発表先：能代市記者クラブ、大館市記者クラブ、北秋田市記者クラブ〉

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局　能代河川国道事務所
電話　０１８５－７０－１００１
副所長（河川）：今野　裕美（内線２０４）
河川管理課長：佐々木　良浩（内線３３１）

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

◆　河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

◆　河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
　申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持


河川敷清掃


ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供


船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究


外来種調査


鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発


マイ防災マップづくり


安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

平成25年6月

国土交通省水管理・国土保全局

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

※ ・工事等の実施の承認（河川法第20条）
・土地の占用の許可（河川法第24条）
・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
・工作物の新築等の許可（河川法第26条第１項）
・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
・権利の譲渡の承認(河川法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例）　河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。
委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】
地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【法改正後】
国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」
例）堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」
例）河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】　国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室
〒１００－８９１８　　東京都千代田区霞が関２丁目１－３
電話：０３－５２５３－８１１１（代表）　０３－５２５３－８４４８（直通）

平成２５年６月１２日作成